

新仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価方法書についての 意見の概要及び事業者の見解並びに関係市町意見

1 意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解

環境影響評価法第 8 条第 1 項の規定に基づき、事業者に提出された「環境の保全の見地からの意見」は、2 件であった。

これら意見の概要及び事業者の見解は、以下のとおりである。

	意見の概要	事業者の見解
1	今回計画されている発電所は、CO ₂ 排出量を含め環境負荷の少ない発電所であり、早期推進を望みます。	本事業は、重油、原油及び天然ガスを燃料とする従来型（コンベンショナル）発電設備を、天然ガスを燃料とする発電効率の高いコンバインドサイクル発電設備にリプレースすることにより、硫黄酸化物やばいじんを発生させず、二酸化炭素や窒素酸化物などの環境負荷を現状よりも低減する計画であります。
2	LNG は環境に優しいクリーン燃料と聞いており、安全に万全を期して計画を進めて欲しい。	事業の実施にあたりましては、環境影響評価を適切に行い、環境負荷低減に配慮するとともに、設計・工事・運転等の全ての段階において安全を最優先に計画を推進してまいります。

2 関係市町意見について

環境影響評価法 10 条第 2 項の規定に基づき，関係市町に意見聴取したところ，関係市町の意見は下記のとおりであった。

仙台市	<ol style="list-style-type: none">1．事業計画の変更に伴い，新たに設置することとなるバース等の海上工作物について，詳細な設置位置や構造，施工方法などが環境影響評価方法書では明らかにされていないことから，環境影響評価準備書においては，これらについて可能な限り具体的な内容を記述するよう求めるべきである。2．バース等の海上工作物の設置位置や構造等は，海域の動植物への影響も考慮して決定するとともに，必要に応じて環境影響評価項目の再検討を行い，調査，予測及び評価を行うよう求めるべきである。
多賀城市	<ol style="list-style-type: none">1．工事中及び運転開始後における資材等の陸上または海上輸送による搬出入については，大気質，騒音，振動などによる環境への影響を出来る限り回避，低減するよう検討すること。2．施設の稼働に伴い，地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出の削減に考慮すること。
七ヶ浜町	環境保全の見地から東北電力株式会社から提出された環境影響評価方法書を精査したところ，調査，予測，及び評価にかかるものについては，適正であると思われます。 よって今回提出された新仙台火力発電所リプレース計画環境影響評価方法書は，妥当なものとして意見を提出いたします。